（別記様式第１号）

計画作成年度	令 和 ４ 年 度
計 画 主 体	北海道室蘭市

室蘭市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名	室蘭市生活環境部地域生活課
所在地	北海道室蘭市幸町1番2号
電話番号	0143－25－2381
ＦＡＸ番号	0143－24－7601
メールアドレス	seikatsu@city.muroran.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ ・ ヒグマ ・ アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道室蘭市

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　　目	被害数値
エ ゾ シ カ	牧草 スイートコーン その他野菜類 （枝豆、ばれいしょ等）	405 a　110 千円 15 a　155 千円 不　明　不　明
ヒ　グ　マ	―	―
アライグマ	スイートコーン その他	9 a　100 千円 不　明　不明

（２）被害の傾向

１ エゾシカ

エゾジカによる被害としては、スイートコーンや牧草の食害、また踏み荒らし、掘り起こし等の農業被害が発生している。

また、行動範囲が広がっており、市街地や民家の庭先に出没し、イチイの木や家庭菜園の食害が発生しているほか、路上に飛び出すなどして車と接触し倒れている例や負傷したシカが住宅地に迷い込み走り回るなどの生活環境被害もある。

２ ヒグマ

現状では被害は出ていないが、出没時には農作物被害はもとより人的被害も懸念される。

３ アライグマ

近年、個体が大型化してきており、行動範囲も拡大している。春先や収穫時期には、作物芽の食害や球根等の掘り起こしなど、農作物や家庭菜園等での被害が発生している。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
被害金額	エゾシカ　265　千円 アライグマ　100　千円	エゾシカ　238　千円 アライグマ　90　千円
被害面積	エゾシカ　420　a アライグマ　9　a	エゾシカ　380　a アライグマ　8　a

（４）従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取り組み	エゾシカ	室蘭市の委託業務にて、くくりわなによる捕獲を行っている。	・行動範囲が広く、出動しても居場所を特定出来ない。また銃器による捕獲については、市街地の近くに出没した場合に多くの制約がある。
	ヒグマ	現状、被害は発生していないが、出没情報により個体の生息状況の調査を行っている。	・行動範囲が広く調査しても居場所が特定できない。
	アライグマ	室蘭市の委託業務にて、箱わなによる捕獲を行っている。	・行動範囲が拡大しており、捕獲数は増えているが、それ以上に繁殖し、個体数が増加している。
防護柵の設置等に関する取り組み	エゾシカ	―	―
	ヒグマ	―	―
	アライグマ	―	―

（５）今後の取組方針

対象鳥獣の捕獲 １　エゾシカ 　個体数調整による被害軽減を目的とした捕獲。 ２　ヒグマ 　捕獲に当たっては、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れのある個体のみ捕獲する。 ３　アライグマ 　捕獲に当たっては、外来生物法に基づく防除実施計画により、被害の低減化及び生息域拡大の防止を図る。 わなの設置場所を GIS で管理することで、効果的な設置をしていく。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を編成し、室蘭市鳥獣被害防止対策協議会、北海道猟友会室蘭支部鳥獣捕獲協議会の協力を得ながら、捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取　組　内　容
４～６	エ ゾ シ カ	被害状況及び生息状況の把握 わなの購入
	ヒ　グ　マ	出没情報による個体の生息状況調査
	アライグマ	被害状況及び生息状況の把握 わなの購入

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
１　エゾシカ 　近年、出没情報が多いことから、農作物・家庭菜園等の食害など被害軽減をめざし、個体数の増加を抑えるよう捕獲を行う。 ２　ヒグマ 　農作物等の被害状況が無いことから、人身事故の恐れのある個体のみ捕獲する。

3　アライグマ 　近年、出没情報が多いことから、農作物・家庭菜園等の食害など被害軽減をめざし、捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エ ゾ シ カ	80	80	80
ヒ　グ　マ	―	―	―
アライグマ	80	80	80

捕獲等の取組内容
エゾシカについては、1年を通して捕獲を実施しているが、市街地に出没することから捕獲が困難になっているため、くくりわなと電気止め刺しを使用した効果的な捕獲を実施する。アライグマについても、箱わなによる効果的な捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
―

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
―	―

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
―	―	―	―

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	４年度	５年度	６年度
―	―	―	―

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
４～６	エゾシカ	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び追払い作業ほか巡回業務
	ヒグマ	出没情報に応じて、作物被害や人的被害防止に向けた注意看板の設置や広報活動等の巡回業務
	アライグマ	作物被害の拡大防止に向け、被害状況の確認及び防除対策ほか巡回業務

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
室蘭市	情報収集、捕獲許可証・従事者証交付申請、住民への注意広報活動、注意看板の設置、報道依頼、対策本部の設置、市管理施設の閉鎖等、捕獲委託業者の派遣等
室蘭市鳥獣被害対策実施隊	情報収集、出没調査・追払い活動・捕獲活動の指示等
北海道胆振総合振興局	情報収集、捕獲許可証・従事者証交付、啓発文書の作成・配布等
北海道札幌方面室蘭警察署	パトロール、緊急対応
室蘭市鳥獣被害防止対策協議会	出没調査、追払い活動、

北海道猟友会室蘭支部	有害鳥獣の捕獲等に関する助言

（２） 緊急時の連絡体制

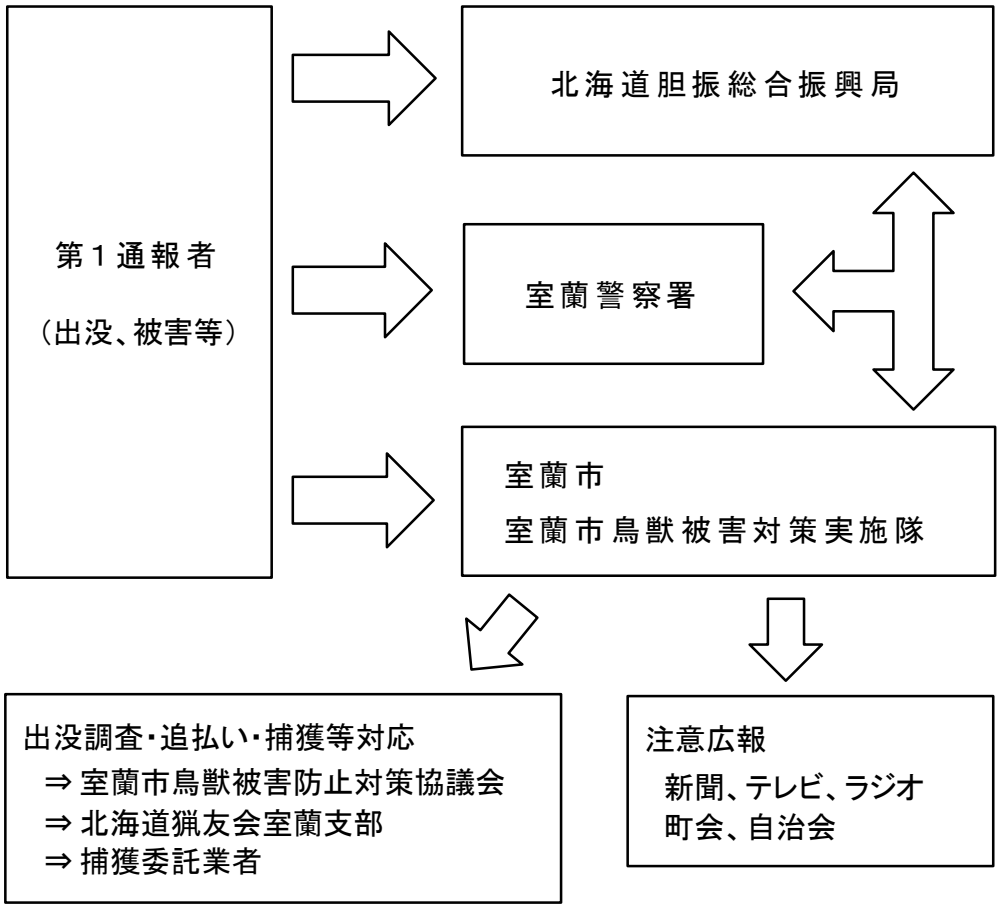

７． 捕獲をした対象鳥獣の処理に関する事項

電気や刃物等により止めさしを行い、最終処分場で埋却処分をする。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカについては、食肉販売業者と連携して、食肉としての利活用を目指す。 なお、食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法に準じた食肉を使用するものとする。
ペットフード	―
皮革	―
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	―

（２）処理加工施設の取組

―

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

―

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	室蘭市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役　　割
室蘭市	協議会の事務局 被害状況及び出没状況の把握
室蘭農業振興協議会	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止対策推進

北海道猟友会室蘭支部	有害鳥獣の捕獲等に関する助言
伊達市農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供
胆振農業改良普及センター	被害防止対策推進に係る技術的な助言

（2） 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課	情報提供、指導助言等
北海道胆振総合振興局 産業振興部農務課	情報提供、指導助言等

（3） 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

室蘭市職員で編成し、有害鳥獣による被害に係る情報収集および対策を行う。

（4） その他被害防止施策の実施体制に関する事項

―

10.　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

―